

# 申請の流れについて(実績報告までに納品される場合)

## 手続き

### 交付申請

交付決定通知

### 実績報告

額の確定通知

### 精算払請求

### 補助金支払

## 事務処理の内容

船舶所有者の確認書類と所有船舶の船舶検査証書と海上運送法の航路事業の許可書又は届出書と使用船舶明細書を提出していただき、改良型救命いかだ等、業務用無線設備、非常用位置等発信装置の安全設備を申請していただきます。

申請内容と提出書類を確認して審査結果をご連絡します。

安全設備の製造番号を報告していただき、購入の証拠書類として領収書を、納品の証拠書類として納品写真(船舶に設置された安全設備の写真他)と様式12 取得財産等明細表を提出していただきます。

領収書、製造番号、写真を確認して「額の確定」結果をご連絡します。

振込口座を登録し、確定額を請求して、口座確認書類(通帳の写し等)を提出していただきます。

指定口座に補助金が振り込まれます。

## 交付申請の概要

特設サイトのマイページから、改良型救命いかだ等、業務用無線設備と非常用位置等発信装置の3つの安全設備を申請いただけます。

マイページの**交付申請**から申請していただきます。

### ■ 登録していただく情報

#### 申請者情報

法人名/個人名  
法人番号  
代表者名  
住所  
代表電話番号 他

#### 安全設備申請の有無

改良型救命いかだ等  
業務用無線設備  
非常用位置等発信装置

#### 船舶情報

船舶名  
船舶検査済票番号  
航行区域  
総トン数  
船舶の長さ  
旅客定員  
最大搭載人員 他

### ■ 提出していただく証憑

本人 確認書類	履歴事項全部証明書 本人確認書類
船舶 確認書類	船舶検査証書 ・一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は 旅客不定期航路事業の許可書（該当する場合に限る） ・対外旅客定期航路事業、貨物定期航路事業又は 不定期航路事業の届出の控え（該当する場合に限る）
	使用船舶明細書(許可申請又は届出時に提出)
	傭船契約書(該当する場合に限る)
	航路図(航行区域が平水の場合に限る)

次ページ以降提出書類を説明します

交付  
申請

## 履歴事項全部証明書

## 法人 本人確認書類

履歴事項全部証明書

東京都\*\*\*\*\*  
株式会社\*\*\*\*\*

会社法人等番号	*****		
商号	株式会社*****		
本店	東京都*****	年	月 日 変更
	東京都*****	年	月 日 移転
	東京都*****	年	月 日 登記
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	年	月	日
目的	1. *****		
	2. *****		
	3. *****		
	4. *****		
	5. *****		
	6. *****		
	7. *****		
	8. *****		
発行可能株式総数	***株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数	年	月 日 変更
	***株	年	月 日 登記
資本金の額	金***万円		
株式の譲渡制限に関する規定	*****		
役員に関する事項	取締役 *****	年	月 日 重任
		年	月 日 登記
	取締役 *****	年	月 日 重任
		年	月 日 登記

整理番号 \*\*\*\*\* \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/2

全ページを提出

発行から3ヶ月以内

船舶検査証書の船舶所有者欄に記載されている所有者が法人の場合は、本人確認書類として履歴事項全部証明書を提出してください。

- 複数ページがある場合は全ページを提出してください。
- 3ヶ月以内に発行された証明書を提出してください。

### 申請前に確認してください

船舶検査証書

第1-10号

船舶及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船舶港又は定泊港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船 船 太 郎
航行区域又は従業制限	沿海区域 ただし、千葉県勝浦灯台から13.5度引いた線と、神奈川県藤沢を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から17.0度引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から2.0海里以内の水域及び東京都新島北端から半径2.0海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大乗客	乗客	7人
最大乗員	乗員	1人
	その他の乗客	0人
	計	8人
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日（東京）		
日本小型船舶検査機構		日本小型船舶検査機構 機検2号

補助金の申請は、船舶所有者欄に記載された法人の方が対象者となります

# 交付申請

## 本人確認書

1枚でOKな本人確認証

運転免許証



小型船舶操縦免許証



マイナンバーカード、船員手帳、海技免状 他

在留カード(外国籍の方)



2枚が必要な本人確認証

健康保険



社員証



国民健康保険被  
保険者証  
共済組合員証  
船員保険被保険  
者証  
年金手帳又は年  
金証書  
基礎年金番号通  
知書

社員証・写真付  
学生証・写真付  
療育手帳・写真  
付き  
身体障害者手  
帳・写真貼替え  
防止のないもの

## 個人 本人確認書類

船舶検査証書の船舶所有者欄に記載されている所有者が個人の場合は、本人確認書類として運転免許証や小型船舶操縦免許証などの免許証や身分証明書を提出してください。

- ・ 証明書は有効期間内であること。

申請前に確認してください

船舶検査証書			第1-10号
船舶及び船名	船舶番号、船舶検査済書の番号又は船舶登録番号	船舶港又は定泊港	
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区	
総トン数又は船舶の長さ	用	船舶所有者	
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船 船 太 郎	
航行区域	沿海区域 ただし、千葉県勝浦灯台から13.5度引いた線と、神奈川県藤崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から17.0度引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から2.0海里以内の水域及び東京都新島北端から半径2.0海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。		
最大乗客数	乗客	7人	
乗組員数	船 員	1人	
	その他の乗組員	0人	
乗組員数	計	8人	
制限状況	-----		
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。		
有効期間	平成29年1月10日まで		
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日(東京)			
			日本小型船舶検査機構 機関交付印

補助金の申請は、船舶所有者欄に記載された個人の方が対象者となります

交付  
申請

## 船舶検査証書

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船舶太郎
航行区域又は従業制限 <small>(「国航海に從事する場合にはその旨」)</small>	<b>沿海区域</b> ただし、千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県鰐崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端から半径20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大とう載人員	旅客	7人
	船員	1人
	その他の乗船者	0人
	計	8人
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日(東京)		
		日本小型船舶検査機構 機構之印

## 補助対象船舶確認書類

船舶審査の確認書類として 船舶検査証書を提出してください。

- 裏面に記載がある場合は表裏の両ページを提出してください。
- 有効期間内の書類を提出してください。
- 全項目が判読できる鮮明な画像で提出してください。

### 申請前に確認してください

#### 沿海区域の航行区域にご注意ください

航行区域が沿海区域でただし書きが記載されている場合は、沿海区域ではなく2時間限定沿海(又は沿岸5海里)となります。簡易診断の際にお間違えないようご注意ください。

#### 「裏面記載」は表面/裏面の両面を提出してください

船舶検査証書に記載されている最大搭載人数などが裏面に記載され、「裏面記載」と記載がある場合は、**表面・裏面の両ページ**を提出してください。

最大とう載人員		
(旅客)	その他の場合	22人
(船員)	その他の場合	0人
(その他の乗船者)	その他の場合	0人
計	その他の場合	24人
(旅客)	不定期航路事業の場合	12人
(船員)	不定期航路事業の場合	2人
(その他の乗船者)	不定期航路事業の場合	0人
計	不定期航路事業の場合	14人
(旅客)	漁労をする間	0人
(船員)	漁労をする間	3人
(その他の乗船者)	漁労をする間	0人
計	漁労をする間	3人

裏面に最大搭載人数が記載されている例

交付  
申請

## 許可書

## 海上運送法の適用を受ける船舶確認書類

北海（不）第000号

許 可 書

株式会社〇〇〇〇〇〇  
代表取締役〇〇 〇〇 様

平成〇〇年〇月〇日付をもって申請のあった〇〇〇〇〇〇に係る旅客不定期航路事業は、下記の条件を付して許可します。

記

1. 旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のため、旅客を被保険者とし、旅客定員1名に対し保険金額が〇〇〇万円以上である保険契約を運行開始の日までに締結し、かつ、その契約を継続すること。  
ただし、上記保険契約に代えて貴社が被保険者となることによって、上記保険と同じ効果を有する保険契約を締結することも差し支えない。

2. 運航開始前において、次の事項につき当局の確認を受けること。  
(1)安全確認検査を受けること。  
(2)運航の管理に関する規定を定めたこと。  
(3)上記1の条件に基づき、所要の保険契約を締結したこと。

平成〇〇年〇月〇日

北海道運輸局長            〇〇 〇〇〇

国土交通省

海上運送法の適用を受ける船舶である証拠書類として、地方運輸局に申請して許可された「航路事業」の許可書を提出してください。

- 有効期間内の許可書を提出してください。
- 地方運輸局長の押印のある許可書を提出してください。

### 申請前に確認してください

- 航路事業者と船舶所有者が同一者であることを確認してください。
- 航路事業者と船舶所有者が異なる場合は、備船契約書（船舶所有者が航路事業者に船舶を貸与していることがわかる契約書）が必要です。

## 届出書(頭紙)

令和 年 月 日

中国運輸局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
TEL  
FAX  
メールアドレス

人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書

下記のとおり人の運送をする内航不定期航路事業を開始しますので、海上運送法第20条第2項及び同法施行規則第22条の規定により届出します。

- 住所及び氏名  
住 所  
氏名又は名称  
代表者の氏名
- 使用船舶の明細（第一号様式による）その他開始しようとする事業の概要
  - 使用船舶  
隻（別添使用船舶明細書のとおり）
  - 事業の概要  
※旅客船（旅客定員13人以上）を使用する場合
    - ・航路の起点、寄港地、終点
    - ・運航日程（運航日程が未定の場合は運航の時期）
    - ・乗合旅客の運送か貸切旅客の運送かの別
 ※非旅客船を使用する場合
    - ・航路が一定のものにあっては航路の起点、寄港地、終点  
もっぱら一定の海域（水域）において運航するものにあつては、その海域（水域）の名称
    - ・運航が特定の時期に限られるものにあつてはその運航の時期
    - ・通勤、通学客か観光客か等主要旅客の概要
- 事業開始の年月日  
令和 年 月 日（予定）
- 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合、運送需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

## 海上運送法の適用を受ける船舶確認書類

海上運送法の適用を受ける船舶である証拠書類として、地方運輸局に届出を行った「人の運送をする内航不定期航路事業」などの届出書を提出してください。

- ・ 申請者や概要等が記載されている1枚目を提出してください。
- ・ 安全管理規程の届出書や変更届では申請できません。

### 申請前に確認してください

- ・ 届出書の申請者と船舶検査証書の所有者が同一人であることを確認してください。
- ・ 航路事業者と船舶所有者が異なる場合は、備船契約書（船舶所有者が航路事業者に船舶を貸与していることがわかる契約書）が必要です。
- ・ 届出書の控えが手元にない場合は、届出をした地方運輸局より【証明願】の発行を受けてください。※詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

交付  
申請

## 使用船舶明細書

### 使用船舶明細書

船名			
船舶の種類			
船質			
進水年月			
船舶所有者			
総トン数			
貨物積載容積			
自動車航送に係る自動車積載面積			
旅客定員			
主機の種類			
連続最大出力			
航海速度			

※ ( ) 書は予備船

## 海上運送法の適用を受ける船舶確認書類

許可申請又は届出の際に提出した使用船舶明細書を提出してください。

- 使用船舶明細書には対象船舶が記載されていること

### 申請前に確認してください

船舶検査手帳では申請できませんのでご注意ください。

<船舶検査手帳>

船名		F&F		検査済書の番号		第 200-00000 号		登録済		更新	
主 要 目 録	長さ(L)	7.47 m	船の長さ(L)	7.47 m	船舶検査済書の番号 第200-00000号						
	幅(B)	2.88 m	船の幅(B)	2.88 m	船舶検査手帳						
	深さ(D)	1.62 m	船の深さ(D)	1.62 m	平成24年9月12日 交付						
	全長	7m以上11m未満	総トン数	5トン未満	日本小型船舶検査機構						
製造者名	大和造船(株)										
製造者型式	GG2	製造番号	0820051								
予備検査番号	93-9702480 船舶識別番号 9-M1090201E										
機関の種類	船内機関 製造者名 Yマシナリ(株)										
製造者型式	6T1542000	製造番号	830273								
予備検査番号	42-972977 主機										
連続最大出力	147.10 kW	200.0 PS	連続最大回転数	6000rpm							
機関の種類	製造者名										
製造者型式	製造番号										
予備検査番号	主機										
連続最大出力	kW	PS	連続最大回転数	rpm							
機関の種類	製造者名										
製造者型式	製造番号										
予備検査番号	スベア										
連続最大出力	kW	PS	連続最大回転数	rpm							
プロペラ軸	材料	鋼	材料	鋼	材料	鋼	材料	鋼			
中間軸	材料	鋼	材料	鋼	材料	鋼	材料	鋼			
尾軸	材料	鋼	材料	鋼	材料	鋼	材料	鋼			
法第4条の船舶検査等											

交付  
申請

## 傭船契約書

### 船舶傭船契約書（例）

傭船者〇〇（以下、甲という）と△△（以下、乙という。）との間に下記のとおり船舶傭船契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙から次条の船舶を借受け、「〇〇航路」における人の運送をする内航不航路事業に使用することを目的とする。

（賃貸物件）

第2条 乙は、その所有する次の船舶（以下、船舶という。）を甲に貸し渡し、甲は、これを借り受ける。

船名：

船舶番号：

総トン数：

2 甲は、前項の船舶を目的以外に使用してはならない。

（法令順守義務）

第3条 甲は、船舶の使用につき、法令の定めるところに従い安全運航に努めなければならない。

（傭船期間等）

第4条 傭船期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間とする。

運行日は、甲と乙が、別途協議のうえ合意した日とする。

（保険）

第5条 旅客障害賠償責任保険は、甲又は乙が、甲又は乙の保険料負担により加入する。

（疑義等の決定）

第6条 この規約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

傭船者 （甲） 住所  
氏名  
船舶所有者（乙） 住所  
氏名

## 海上運送法の適用を受ける船舶確認書類

船舶所有者と航路事業許可書/届出書の申請者が異なる場合は傭船契約書を提出してください。

※ただし船舶検査証の船舶所有者欄に記載された船舶借入人が航路事業申請者と同じ場合は除きます。

交付  
申請

## 旅客定員13名以上の旅客船申請書

小型旅客船等安全対策事業費補助金事務局 御中

令和 年 月 日

(旅客定員 13 名以上の旅客船用)

申請書

申請者 (船舶所有者)

氏 名 : \_\_\_\_\_

下記船舶を、海上運送法の適用を受けず、遊漁船に登録していない  
旅客定員 13 名以上の旅客船として補助事業に申請します。

記

船 舶 名 : \_\_\_\_\_

船舶検査済票番号 : \_\_\_\_\_

海上運送法の適用を受けず、遊漁船登録していない  
旅客船(旅客定員13名以上)の申請資格確認書類

海上運送法の適用を受けず(航路事業の許可申請や届出をしていない)、遊漁船登録をしていない、旅客定員13名以上の船舶は  
**旅客定員13名以上の旅客船用申請書**を提出してください。

- 様式は特設サイトからダウンロードできます。
- 申請者の氏名、申請する船舶名、船舶検査済票番号を記入してください。

### 申請前に確認してください

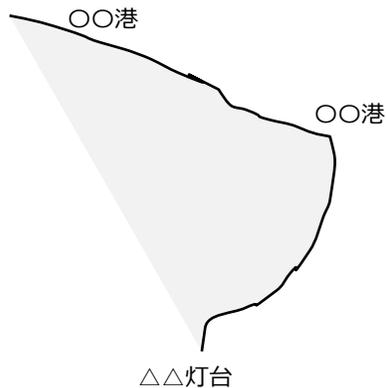
- 海上運送法の適用を受けない旅客定員13名以上の旅客船でも**遊漁船の登録している船舶**は補助の対象になりません。
- 海上運送法の適用を受けない**旅客定員12名以下の船舶**は、補助対象にはなりません。

**交付  
申請**

## 航路図(平水のみ)

〇〇航路事業 航路図

出発地点 〇〇港  
中継地点 △△灯台  
到着地点 〇〇港



## 航行する水域の確認書類

航行区域が平水の場合、航行する水域を判定するため、航路事業の許可申請又は届出の際に提出した航路図（具体的な出発地点、中継地点、到着地点が明記された資料）を提出してください。

### 申請前に確認してください

- 具体的な地名から航行する水域が特定できること

## 実績報告の概要

実績報告では、安全設備購入の証拠書類として領収書と、実際に設備が設置された事実確認のため、安全設備の納品写真と様式12 取得財産等明細表を報告していただきます。実績報告の提出締切は**2024年11月30日**となります。

また、旅客定員13名以上の船舶（旅客船）について、業務用無線設備\*、非常用位置等発信装置を購入する場合は、補助対象期間が2024年4月以降最初の定期検査等（業務用無線設備は中間検査または定期検査、非常用位置等発信装置は定期検査）を受けた日までになりますので、それまでに安全設備を購入・発注するようにしてください。

※許可船については令和5年5月31日までの購入に限る

マイページの**実績報告**から申請していただきます。

### ■登録していただく情報

支払先  
メーカー名  
型番又は名称  
製造番号  
購入金額  
納品日

### ■提出していただく証憑

購入証拠書類	領収書
納入証明書類	安全設備の納品写真
	様式12 取得財産等明細表

次ページ以降提出書類を説明します

## 領収書

① ○○○○ 御中	発行日 2023/1/15
③ 支払日2024/1/15 納品日2023/**/**	会社名 ② _____ 住所 _____ 印 電話番号 _____ 担当者 _____
<b>領収書</b> 下記の内容を領収しました。 品名：改良型救命浮器 ⑤ 金額：900,000 円(税抜き) 990,000 円(税込み)	<備考> ④ 製造番号ABC-1425874

NO	メーカー/販売元	⑥ 名称・型番	数量	単価	金額(税抜き)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

## 安全設備購入の確認書類

安全設備の代金を支払った証拠書類として領収書を提出してください。取引実態把握のため、購入した設備の購入者、販売者、購入日(支払日)、製造番号、購入金額、名称/型番の記載が必要となります。

領収書には以下の項目を記載してください。

- |           |            |
|-----------|------------|
| ①購入者      | ⑤購入金額(税抜き) |
| ②販売者      | ⑥名称・型番     |
| ③購入日(支払日) |            |
| ④製造番号     |            |

## 申請前に確認してください

1. 税抜金額を必ず記載してください。
2. 補助対象のみ項目と金額を記載してください。対象外の内容が記載されている場合には、その項目と金額がわかるように明細を記入してください。
3. 設備本体は特設サイトの対象製品リストと同じ型番を記載してください。
4. 本体以外の付属品(次ページ参照)は付属品としてわかるように記載していただくか、内容がわかる製品カタログ等を提出してください。

安全設備の補助対象の範囲については次ページを確認してください

## 安全設備の補助対象範囲について

業務用無線設備と非常用位置等発信装置(AISとEPIRB)の補助対象範囲については、本体を総務省の技術基準適合証明又は型式承認を受けた製品とし、補助対象として認める付属品としては、業務用無線設備とAISについては外付けアンテナ設備、AISに関しては情報を表示する設備も補助対象とします。

また、EPIRBに関しては自動離脱装置付きEPIRBは補助対象となりますが、手動ブラケット付きEPIRBは補助対象とはなりませんのでご確認ください。

## 補助対象範囲 業務用無線設備対象製品リスト・非常用位置等発信装置対象製品リスト

	業務用無線設備	非常用位置等発信	
		AIS(簡易型を含む)	EPIRB
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線設備(本体)</li> <li>&lt;付属品&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>アンテナ</li> <li>アンテナケーブル</li> <li>アンテナ取付用金具</li> <li>コネクタ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIS(本体)</li> <li>&lt;付属品&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>AIS表示部(外部モニター)</li> <li>アンテナ(VHF、GPS)</li> <li>アンテナケーブル</li> <li>アンテナ取付用金具</li> <li>コネクタ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動離脱装置付きEPIRB(本体)</li> </ul>
補助対象外 設置費など	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプション               <ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリー</li> <li>ワイヤレスマイク</li> <li>シガーソケット用電源コード</li> <li>防水型スピーカマイクロフォン</li> <li>小型スピーカーフォン</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプション               <ul style="list-style-type: none"> <li>レーダーセンサー</li> <li>サテライトコンパス</li> <li>振動子</li> <li>インナーハルキット</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手動ブラケット付きEPIRB(本体)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置費用</li> <li>無線免許関係費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置費用</li> <li>更新申請料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置費用</li> </ul>

## 納品写真

## 安全設備が対象船舶に納品された確認書類

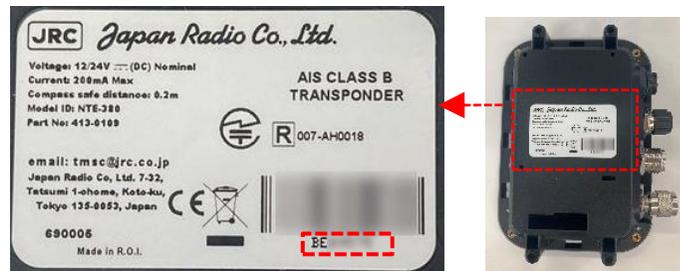
## 写真1 船名がわかる船舶の全景写真

船舶検査済票番号、船名がわかる船舶の全景写真

## 写真2 安全設備の全景写真(船舶設置)

安全設備が船舶に設置されていることがわかる  
安全設備の全景写真

## 写真3 製造番号と補助事業名ラベルがわかる安全設備の拡大写真



製造番号が確認できるよう拡大して撮影してください。

AISなど船舶に設置すると製造番号が見えなくなってしまう場合がありますので、設置前に写真を撮っていただくをお願いします。

安全設備の対象船舶への積み付けの証拠書類として3種類の写真を提出してください。

製造番号が確認できる鮮明な画像の写真を提出してください。

## 補助事業名ラベルについて

拡大して補助事業名称と設備名を明記したラベルを撮影してください。ラベルはご自身で作成して商品に張り付けてください(手書きでもOKです)。

国交省令和4年度補正予算  
小型旅客船等安全対策事業費補助事業  
改良型救命いかだ等

国交省令和4年度補正予算  
小型旅客船等安全対策事業費補助事業  
業務用無線設備

国交省令和4年度補正予算  
小型旅客船等安全対策事業費補助事業  
非常用位置等発信装置

<補助事業名ラベル>

## 様式12 取得財産等明細表

## 補助金で購入した財産の確認書類

補助金で取得した財産について明記した様式12取得財産等明細表を提出してください。  
新しいエクセル様式をダウンロードして次ページ記入例に従い、必要事項を記入のうえ提出してください。

## ＜取得財産明細表の記入方法＞

- 船舶1隻ごとに1枚の取得財産等明細表を作成し、申請番号、船舶名、船舶検査済票番号を記入してください。
- 補助金で購入したすべての安全設備(本体と付属品)を記入してください。
- 補助対象にならない設置費や対象外となるオプション設備は記載しないでください。
- 財産名の区分は、ア)業務用無線設備、イ)非常用位置等発信装置、ウ)改良型救命いかだ等を記入してください。
- 総務省の技術基準適合証明や型式承認を受けた安全設備は本体として対象製品リストに記載されている型式をそのまま記入してください。本体以外の付属品はその内容がわかるように一般名称と型式を記入して、カタログなど製品がわかる資料も提出してください。※付属品については「安全設備の補助対象範囲について」を確認してください
- 取得年月日には安全設備の納品日を記入してください。
- 処分制限期間は、補助対象設備の合計金額が50万円(税抜き)以上の安全設備の本体のみに記入してください。
- 処分を制限する期間は、業務用無線設備は10年、非常用位置等発信装置は10年、改良型救命いかだ等は5年間となります。

## 様式12 取得財産等明細表(エクセル版)

様式第12 TOPPAN株式会社 代表取締役社長 殿									
申請者ID		R5000000		申請者住所		東京都****1-1			
保管場所(船舶名)		汽船トッパン		申請者名称		株式会社トッパン観光			
船舶検査済票番号		000-000000		代表者名		トッパン 太郎			
取得財産等明細表(令和6年度)									
No.	財産名	本体	規格(型式)	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得年月日 (納品日)	処分 制限 期間	備考
1	ア)業務用無線設備	本体	IC-M510J	1	90,000	90,000	令和5年2月10日		
2			ホイップアンテナ	1	21,000	21,000	令和5年2月10日		
3			アンテナ取付金具	1	6,000	6,000	令和5年2月10日		
4			アンテナケーブル	1	6,000	6,000	令和5年2月10日		
			合計			123,000			
1	イ)非常用位置等発信装置	本体	FA-60(本体)	1	145,000	145,000	令和5年2月10日		
2			GPSプロッター	1	570,000	570,000	令和5年2月10日		
3			VHFアンテナ	1	30,000	30,000	令和5年2月10日		
			合計			715,000			
1	ウ)改良型救命いかだ等	本体	TRY-8N-R-角コンテナ	1	1,500,000	1,500,000	令和6年11月10日	5年	
			合計			1,500,000			

処分を制限する期間内に取得財産の安全設備を処分する場合は、あらかじめ様式第13による補助対象事業財産処分承認申請書を事務局に提出しその承認を受けてから処分を行ってください。**処分により収入があると認められた場合は事務局に納付を求める場合があります。**詳しくは[交付規程](#)の第19条交付決定の取り消し等、第20条取得財産等の管理等、第21条取得財産等の処分の制限を確認してください。

記入例は次ページを参照してください

**実績報告**

**取得財産等明細表（記入例）**

**補助金で購入した財産の確認書類**

下の記入例に従い、1隻の船舶ごとに1枚の取得財産等明細表を作成し必要事項を記入のうえ提出してください。

**取得財産等明細表 記入例**

様式第12  
TOPPAN株式会社 代表取締役社長 殿

申請者ID	R5000000
保管場所（船舶名）	汽船トッパン
船舶検査済票番号	000-000000

申請者住所 東京都\*\*\*\* 1-1  
申請者名称 株式会社トッパン観光  
代表者名 トッパン 太郎

取得財産等明細表（令和 6年度）

No.	財産名	本体	規格（型式）	数量	単価（税抜）	金額（税抜）	取得年月日（納品日）	処分制限期間	備考
1	ア)業務用無線設備	本体	IC-M510J	1	90,000	90,000	令和5年2月10日		
2			ホイップアンテナ	1	21,000	21,000	令和5年2月10日		
3			アンテナ取付金具	1	6,000	6,000	令和5年2月10日		
4			アンテナケーブル	1	6,000	6,000	令和5年2月10日		
			合計			123,000			
1	イ)非常用位置等発信装置	本体	FA-60（本体）	1	145,000	145,000	令和5年2月10日	10年	
2			GPSプロッター	1	570,000	570,000	令和5年2月10日		
3			VHFアンテナ	1	30,000	30,000	令和5年2月10日		
			合計			715,000			
1	ウ)改良型救命いかだ等	本体	TRY-8N-R-角コンテナ	1	1,500,000	1,500,000	令和6年11月10日	5年	
			合計			1,500,000			

船舶ごとに1枚の様式とし、左上部に申請者ID(R+数字6桁)、船舶名、船舶検査済票番号を記入してください。

対象製品リストに記載のある総務省の技術基準適合証明や型式承認を受けた安全設備は本体として製品リストに記載されている型式を記入してください。

本体以外の付属品はその内容がわかるように一般名称又は型式を記入してください。

取得年月日は安全設備の納品日を記入してください。

処分制限期間は、補助対象設備の合計金額(付属品を含む)が税抜き50万円以上の安全設備(本体)の欄に記入してください。

<安全設備の処分制限期間>

安全設備	制限期間
業務用無線設備	10年
非常用位置等発信装置	10年
改良型救命いかだ等	5年

財産名の区分には、(ア)業務用無線設備、(イ)非常用位置等発信装置、(ウ)改良型救命いかだ等を記入してください。

規格(型式)には補助対象となる設備(本体と付属品)のみを記載してください。設置費や補助対象にならない安全設備は記載しないでください。

# 精算払請求の概要

精算払請求では、振込口座を登録していただき、システムにて請求を行っていただきます。  
口座名義は、法人の場合は団体又は代表者、個人の場合は本人のみとなります。

登録された口座内容の確認後に指定の口座へ補助金を振り込みます。

マイページの**精算払請求**から申請していただきます

## ■ 登録していただく情報

金融機関名  
支店名  
金融機関コード  
店番号  
口座種別  
口座番号  
口座名義人

## ■ 提出していただく証憑

通帳見開きページ



ネットバンク口座情報

お客さま口座情報照会	
2020/07/13 09:15:14 現在	
お客さま口座情報	
ニホンダイロウ 様	
金融機関名	ジャパンネット銀行
金融機関コード	81033
店番号 (支店コード)	001
支店名	へんりき支店
口座番号	231557
口座名義	普通預金

特別口座は銀行会の中継千通りされるお客さまは、ここより上の欄を撮影・チャプチャー（画像として保存）したものを、「振込先口座の確認書類」としてご提出ください。